

事務連絡
令和2年6月10日

高齢者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局介護保険課
神戸市福祉局監査指導部

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の具体的な運用について

平素は本市介護保険事業の運営にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険最新情報 Vol.842 に記載されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡）に関し、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

1. 適用開始日

- ・6月のサービス提供分から適用します。
※令和2年5月提供分以前に遡及して適用することはできません。

2. 利用者の同意

- ・利用者等の自己負担額が変わるため、必ず事前に文書により同意を得てください。
- ・同意日から遡及して計上することは差し支えありませんが、できるだけ速やかに同意を得るよう努めてください。
※（例）7月4日に「6月に提供したサービスについて、介護保険最新情報 Vol.842 に示された方法で算定する」旨利用者の同意を得た場合、6月提供サービスについて当該方法での算定可能。

3. 介護支援専門員との連携

- ・担当である介護支援専門員に対し、当該取扱いによる請求をすることを具体的に伝え、利用者の同意を得ていることを報告してください。
- ・居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所（通所系サービス事業所並びに短期入所サービス系事業所）が作成する介護給付費明細書に、本内容を反映

させ、請求の際に一致するようにしてください。

4. 区分支給基準限度額

- ・当該取扱いを実施しても、区分支給限度基準額の取扱いには変更がないことから、上記3の介護支援専門員との連携の際に区分支給限度基準額を超えることがわかった場合、区分支給限度基準額を超える金額全額が、利用者の自己負担になることを利用者に丁寧に説明し、文書にて同意を得てください。

5. その他

- ・実際に通所しなかった場合は適用できません。電話、訪問対応の場合も適用できません。
- ・本運用を実施する場合、事業所独自の判断により利用者負担額増額分を徴収しないことはできません。

【問い合わせ先】

神戸市福祉局監査指導部（居宅通所指導担当）	078-322-6326
（施設指導担当）	078-322-6242